医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

1. 当院はオンライン請求を行っています。
2. 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 当院は電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在調整中です。（令和 8 年 5 月 31 日までの経過措置）
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ・ポスター掲示を行い、促進を図っています。
6. 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得して診療を行うよう取り組んでいます。

上記の体制により、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴い、令和 7 年 6 月 1 日より初診料の算定時に「医療 DX 推進体制加算」を月 1 回に限り 9 点を算定します。
マイナンバーカードの利用率に応じての点数の為、毎月の請求点数が変わる可能性があります。

令和 7 年 6 月 1 日

総合南東北病院　院長
担当部署：総務課